

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第109号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「第6条区民部の款まちづくり推進課の項第12号」を「第6条区民部の款まちづくり推進課の項第11号」に改める。

第6条区民部の款総務課の項第17号中「まちづくり推進課の項第12号」を「まちづくり推進課の項第11号」に改め、同款まちづくり推進課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条保健部の款衛生課の項第3号中「環境局」を「環境政策局」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)